奄美大島行動計画 進捗状況等

事業項目	実施 主体	短中長期期期期期	対象軍 推薦地帯		事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組,検討中の内容等)
1) 保護制度の適切な運用	環境省		•	•		【環境省】 ・平成29年3月7日に国立公園に指定。自然公園法に基づく適切な管理を行っている。また、今年度より、管理運営計画の作成検討を行う。
2 奄美群島森林生態系保 護地域の管理	林野庁		•		奄美群島森林生態系保護地域の適切な保全・管 理を行う。	【林野庁】 ・平成25年4月1日に設定。(保存地区:2, 252.44ha, 保全利用地区:2, 567.27ha, 計:4, 819.71ha)
3 鳥獣保護区の管理等	環境省 鹿児島県		•	•	国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区を適 切に管理する。	【環境省】 ・平成29年7月1日現在,遺産推薦区域内に国指定湯湾岳鳥獣保護区(320ha)が指定済。 【鹿児島県】 ・鳥獣保護区の管理の実施。 ・鳥獣保護管理員(5名)によるパトロールの実施。
2) 希少種の保護・増殖 絶滅のおそれのある野 生動植物の種の保存に 1 関する法律(種の保存 法)に基づく国内希少 野生動植物種の保護等	環境省		•	•	絶滅のおそれのある野生動植物種を種の保存 法に基づく国内希少野生動植物として指定し, 国内希少野生動植物種の保護等を図る。	【環境省】 ・現在16種を指定し、法に基づき保護等を図っている。 【奄美の自然を考える会】 ・種の保存法推進員としての月単位の巡視を実施。

事業項目	実施 主体		対象推薦地帯	用 周辺地域	事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組,検討中の内容等)
2 希少野生動植物保護条 例の運用	鹿児島県 各市町村		•	•	保護条例を適切に運用し,奄美大島の生物多様 性を保全する。	【鹿児島県】 ・鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例の運用による希少種保護の推進。 【奄美大島5市町村】 ・平成25年10月、奄美大島5市町村共同で「希少野生動物の保護に関する条例」を制定し、 捕獲・採取等を禁止する種(動物22種・植物35種)を指定。 ・パトロール員を配置し、島内をパトロール。 【瀬戸内町】 ・平成29年5月末現在、瀬戸内町内の町道3路線、林道4路線について、希少野生動植物の調 査済(植物のみ)。
3 保護増殖事業の継続実施	文部科学省 農林水産省 環境島県 鹿児市町村 本元関係団体			╹│	保護増殖事業の対象種(アマミノクロウサギ,アマミヤマシギ,オオトラツグミ)について,生息状況,生息環境等の把握,分析等を行うとともに,個体群の保護・増殖に努める。	【環境省】 ・保護増殖事業10ヶ年実施計画に基づく関係行政機関や民間団体等と連携したモニタリング等の継続実施。アマミノクロウサギとアマミヤマシギの個体数の再度の推定の作業中。 【林野庁】 ・平成6年度よりオーストンオオアカゲラ、オオトラツグミ、平成8年度よりアマミヤマシギ、平成17年度よりアマミノクロウサギを保護・保全のために「希少野生生物保護管理事業」を実施し、生息状況、生息環境等の把握に努めている。 【奄美市】 ・環境省の実施する保護増殖検討会に関係機関・団体が参画し、情報共有を行っている。・ロードキル発生のリスクがある区域に啓発用の看板及び減速帯を設置している。 【大和村】 ・アマミノクロウサギの飼育等に向けた準備検討委員会を立ち上げ、専門家や関係機関と検討し、アマミノクロウサギの飼育展示を目指す。 【瀬戸内町】 ・国指定天然記念物の現状変更等に伴い、町内有識者と連携を図り、代替え生息・繁殖環境の創出や移動先等の指導・助言を有識者により行っている。

事業項目	実施 主体	施時期 中 長期期	4	題	事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組 , 検討中の内容等)
保護増殖事業の対象外 の希少種 (ケナガネズ ミ, アマミトゲネズミ 等) の保護増殖の取組	環境省 鹿児市町村 各市関係団体				保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況について,継続的に調査を行い,科学的データを蓄積するとともに,外来種防除,交通事故対策,パトロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図る。	【環境省】 ・毎月実施している夜間ルートセンサスにより希少種の目撃頻度及び分布状況を調査し、また、捕食者であるマングースの防除を進めるとともに、ネコ対策の計画と体制を調整中。 【奄美市】 ・関係機関と情報共有を行うとともに、ロードキル発生のリスクがある区域に啓発用の看板及び滅速帯を設置している。 【大和村】 ・アマミノクロウサギの飼育等に向けた準備検討委員会を立ち上げ、専門家や関係機関と検討し、アマミノクロウサギの飼育展示を目指す。夜間の森へわざわざ入らなくても観察できることで、生息環境の悪化やロードキルの危険性を回避する。 【瀬戸内町】 ・県指定天然記念物の現状変更等に伴い、町内有識者と連携を図り、代替え生息・繁殖環境の創出や移動先等の指導・助言を有識者により行っている。 【奄美哺乳類研究会】 ・ケナガネズミやアマミトゲネズミ、アマミイシカワガエルなどの重要な種は国内希少野生動植物種に指定。 【奄美野鳥の会】 ・森林総合研究所が地元関係団体に委託し、ケナガネズミ、アマミトゲネズミの生態調査を実施中。

事業項目	実施 主体	実施時期 短中期期 期期	対象		事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組、検討中の内容等)
5 希少野生動物の交通事 故対策	環境省 林野庁 鹿児市町村 各市町村 地元関係団体		•	•	希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い	【環境省】 ・交通事故の防止のため、関係行政機関で交通事故が多発している場所に標識や減速帯を設置するほか、関係行政機関や民間団体等で普及啓発のためのキャンペーンやチラシの配布を実施。 【林野庁】 ・金作原国有林における車両の進入規制(平成29年4月25日施錠)の実施。 【鹿児島県】 ・アマミノクロウサギ事故防止キャンペーンを実施(奄美自然体験活動推進協議会)。 【奄美市】 ・ロードキル発生のリスクがある区域に啓発用の看板及び減速帯を設置している。 【瀬戸内町】 ・平成27年10月にロードキル減速帯を2箇所設置済。 【奄美大島観光協会】 ・会員施設へのチラシ配布等による観光客への普及啓発。
6 アマミノクロウサギ等 の傷病野生鳥獣救護	環境省 鹿児島県 各市町村		•	•	アマミノクロウサギ等の傷病個体の救護を行う。救護個体からの情報収集を行う。また,野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等	 【奄美市】 ・傷病野生鳥獣に関する通報や持込があった際には、県の傷病野生鳥獣保護対策事業に係る

		実訂	拖時.	期	対象筆	色田		
事業項目	実施 主体	短期	中期	長期	推薦地帯	周辺地域	事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組,検討中の内容等)
7 密猟・盗採防止のためのパトロール	環境野島町係の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の				•		行政が中心となり、地元団体や警察等と連携 しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発 を行う。	【環境省】 ・推薦地及び緩衝地帯で植物の盗採や昆虫の密猟未遂が発生していることから、警察や関係機関と連携し、監視体制や普及啓発の強化を図る。普及啓発看板の設置や密猟・盗採防止キャンペーンの実施を検討中。 【林野庁】 ・希少野生生物保護管理事業及び日頃からの森林官の巡視事業により、密猟・盗採の未然防止に努めているとともに、金作原国有林においては、車両の進入規制(平成29年4月25日施錠)を図っている。 【鹿児島県】・県希少野生動植物保護推進員(11名)や奄美大島自然保護協議会によるパトロールの実施。・普及啓発用パンフレット作成。・希少野生動植物保護対策協議会及び希少野生動植物盗採防止キャンペーンへの参画。 【奄美大島5市町村】・奄美大島自然保護協議会にて盗採防止パトロールを実施中。 【奄美大島自然保護協議会にて盗採防止パトロールを実施中。 【奄美大島自然保護協議会にて盗採防止パトロールを実施中。 【奄美市】・平成27年度までは奄美市単独で奄美市内を、平成28年度からは奄美大島自然保護協議会のパトロールも行っている。また、必要に応じて職員によるパトロールも行っている。また、必要に応じて職員によるパトロールも行っている。 【瀬戸内町】・諸島(池地集落)に於いて、瀬戸内町文化財保護審議会委員と瀬戸内警察署、古仁屋海上保安所合同で現地調査及び意見交換をとおして取締りの強化と、周知・啓発の徹底を申し合わせた。啓発チラシを集落要所に掲示し、大山入口に啓発看板を設置した。 【奄美大島観光協会】・会債施設におけるチラシ配布等による観光客への普及啓発。 【奄美野鳥の会】・環境省が関係団体等に委託し、夏の希少種盗採防止夜間パトロールを実施。

]	実施日	诗期	坟	象範	囲		
	事業項目		短期	豆中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域	事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組、検討中の内容等)
3	3)外来種による影響の排	除・低減								
	1 侵略的外来種への対策の強化	環境島 鹿尾市町 大元関係 東大市町体				•	•	•	既に定着している侵略的な外来種について, 侵入状況等を把握し,特に対策の必要性が高い 種に焦点を絞り,対策を行う。奄美大島に未定 着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集 する。また,定着を予防するため必要に応じて 対策を講じる。	┃・侵略的外来種のうち、マングースについては国の「フイリマングース防除事業検討会」に
	2 マングース対策の実施	環境省				•	•	•	希少種の捕食等により在来の生態系に大きな 影響を及ぼしているマングースの防除を行う。	【環境省】 ・第二期防除実施計画に沿って、完全排除を目標に防除を実施している。 【奄美市】 ・国の「フイリマングース防除事業検討会」に出席し、情報共有を行っている。

事業項目	実施 主体	実施時期 短 中 長 期 期 期	対象筆 緩衝地帯		事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組,検討中の内容等)
	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		• •	•	地域において,行政と民間が連携して,幅広い情報共有及び合意形成を行い,希少種生息域(森林内)のネコについて,捕獲,一時収容,譲渡等に関する一連の体制を整備し,排除を行う。	
ネコ対策の実施	環境省 鹿児島県 各市村 地元関係団体		• •		飼い猫の遺棄・逸出の防止、不妊措置、所有者明示等の適正飼養や、飼い猫以外のネコへのみだりな餌やり防止を図る。	【環境省】 ・関係行政機関・民間団体等が連携して、ノラネコTNR活動や適正飼養の呼びかけ、マイクロチップの装着支援等を行っている。 【庭児島県】 ・飼い猫適正飼養条例改正(適正飼養に係る規制強化)。 ・ペット適正飼養キャンペーンの実施(9月)、動物愛護に関するアンケート実施、ペットの適正飼養に係る講演会(H29.3.4)の実施、適正飼養に関する広報活動、動物病院や譲渡登録団体関係者等を通じたリーフレット・ポスター等による啓発。 【奄美大島5市町村】 ・平成23年に奄美大島5市町村共同で「飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」を制定。その後、幾度かの改正を行い、平成29年6月には罰則規定を盛り込んだ改正内容が可決。 ・飼い猫の適正飼養条例の一部(飼い猫の遺棄、逸失防止、不妊措置、所有者明示、適正飼養、みだりな餌やり禁止等)改正済み。罰則規定を追加。 ・TNR事業の実施。 【奄美野鳥の会】 ・関係団体が、奄美ネコ問題ネットワーク(ACN)として、各集落や小中学校で講演を行っている(WWFが後援)。

事業項目	実施 主体	短期		対象	围	事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組 , 検討中の内容等)
4 ノヤギ対策の実施	各市町村			•	•	食害により希少種を含む生態系への悪影響が 懸念されるノヤギの防除を行う。	【鹿児島県、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町】 ・奄美群島振興交付金事業ヤギ被害防除対策事業を導入し、ノヤギの駆除を実施中。
4)緩衝地帯や周辺地域に	おける産業との	の調系	0				
1 生物多様性鹿児島県戦 略の運用	鹿児島県 各市町村			•	_	鹿児島県における生物多様性保全の方向性や施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策を遂行する。	【鹿児島県】 ・生物多様性鹿児島県戦略を推進するため、関連事業の進捗管理を実施。 【瀬戸内町】 ・瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略や次期瀬戸内町長期振興計画策定において運用。 【龍郷町】 ・H29年度~H33年度に奄美自然観察の森の再整備事業を実施。
2 奄美大島生物多様性地 2 域戦略の運用	鹿児島県 各市町村			•	-	奄美大島における生物多様性の方向性や施策 展開を取りまとめた「奄美大島生物多様性地域 戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策 を遂行する。	【奄美大島5市町村】 ・平成27年度奄美大島生物多様性地域戦略の制定。 ・5市町村共同で、戦略に記載されている各事業の進捗状況の管理を行っている。 【瀬戸内町】 ・瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略や次期瀬戸内町長期振興計画策定において運用。 【龍郷町】 ・奄美自然観察の森の再整備事業を実施。

事業項目	実施 主体	短期 期	対象筆		事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組 、 検討中の内容等)
3 生物多様性に配慮した 森林施業の実施	鹿児島県 各市町村				遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の 強化と林業の両立のため、生物多様性保全型の 森林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管 理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	【鹿児島県】 ・平成28年度に市町村有林管理計画の案を提示。 【宇検村】 ・森林整備計画書策定済。計画期間:平成29年4月1日~平成39年3月31日 【瀬戸内町】 ・町森林整備計画に基づき造成事業を実施中。
4 環境に配慮した公共事 業の実施	環境野島市町		• •	•		【林野庁】 ・奄美群島森林生態系保護地域保全計画や奄美大島国有林の地域別の森林計画等に基づき、適切に保全管理を実施している。 【大和村】

事業項目 (5) 適正利用とエコツーリ	実施 主体	短中長期期期期	対象領機を関する。	周 周 地域	事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組,検討中の内容等)
1 持続的観光マスタープ 1 ランの策定			• •	•	世界自然遺産登録を見据え、奄美群島観光のマス観光とエコツアーの計画的分散や施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスタープランに基づき、計画的な来訪者管理を進める。	
2 利用の調整	環境省 林児市県 東東京町 東京町 東京町 東京町 東京町 東京町 東京町 東京町 東京町 東京		•		世界遺産登録による利用の増大・集中により、環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて、利用人数の制限、ガイド同行義務付け、道路通行規制等の利用のあり方について検討・調整を行い自然環境の保全を徹底し、質の高い利用を目指す。	【環境省】 ・今後、ナイトウォッチングの増加に伴う影響低減への対策について検討が必要。 【鹿児島県】 ・金作原及びスタルマタ線の利用調整について検討中。平成28年度に関係者にヒアリングを行い、平成29年2月に、関係者で構成する「奄美大島利用適正化連絡会議」を開催。平成29年度は、金作原において、実態調査を行った上で、関係者と利用のルール案を作成し、実証実験を行う予定。 【林野庁】 ・金作原国有林について、希少野生動植物の保護のため車両の進入規制を図るとともに、林道の歩道としての利用やオキナワウラジロガシ巨木周辺の歩道の管理について奄美市と協議中。 【瀬戸内町】 ・環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおけるルールづくりや同行できるガイド(島案内人協議会メンバー)を育成中。ただし、現在のところ日本人のみを対象としている。仕組みづくりについては、先進地の事例やトラブルの状況等を関係部署で共通認識し、瀬戸内町版のマニュアル本等を作成する。 【龍郷町】 ・今後、奄美自然観察の森の利用者が増える可能性が高いため、環境負荷を考慮した利用を検討していきたい。 【あまみ大島観光物産連盟】 ・金作原の利用ルール確立に向けた実証実験を行う際、あまみ大島観光物産連盟がガイドの受付窓口となり、利用スケジュールの管理を行う予定。

		実施時期	対象	範囲		
事業項目	実施 主体	短中野期期期	推薦地	周辺地域 地域	事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組 、 検討中の内容等)
3 環境負荷の低減に資す る施設の整備等	環境省 鹿児島県 各市町村		•	•	遺産価値を利用者に実感させ、かつ、環境負荷の低減を図るため、以下のような利用施設の整備や既存施設の砂修について検討するとともに、必要な整備等を行う。 ③ 人数利用を吸収する拠点施設 ③ 森林地域の魅力を引き出す施設 ○ トイレ、歩道等の環境負荷を低減し持続的な利用のために必要な施設	│【歴児島県】 │・鮭力なる細尖地づく川東業にないて
4 奄美世界自然遺産トレ イル(仮称)の整備	鹿児島県各市町村		•	•	歩くことにより、奄美群島の自然や生活・文化の体験や地元との触れ合いを充実させ、滞在型観光にもつながるトレイルを整備する。 質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	り開始。電天入局では電天市住用町を選定し、千成29年及開通で走。その他の地域においても、順次選定予定。

事業項目	実施主体	実施時期 短 中 長 期 期 期	+# 緩	題 周辺地域	事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組、検討中の内容等)
5 エコツーリズムの推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		• •		アーガイドの同行による少人数観光を充実させ、本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。 質の高い自然探勝を促進させることにより、	【奄美群島広域事務組合】 ・平成26年3月に奄美群島エコツーリズム推進協議会を設立し、平成27年度には「奄美群島エコツーリズム推進全体構想」を策定。平成29年2月に国の認定を受けた。また、同年1月には「奄美群島エコツアーガイド認定制度」を創設(奄美群島共通)。 【瀬戸内町】 ・核心部分の動植物や地形等の自然形態の分布を熟知し、関係者で共有することにより、正確な情報を発信し伝えることで自然の保護を行う。 【龍郷町】 ・エコツアーガイドの育成を実施中。
6 ガイドの育成	鹿児島県 各市町村 地元関係団体		• •		質の高いガイド(観光案内ガイド,エコツアーガイド,里エコガイド等)を育成し,奄美大島の観光を充実させる。 質の高い自然探勝を促進させることにより,	【鹿児島県】 ・質の高いガイド活動を実施するために、ボランティアガイド団体へ外部講師を招いた研修会を行う予定。県の「奄美・琉球」観光交流連携事業を活用して、沖縄県と連携し、ガイド同士の交流を行い、より質の高いガイド活動を目指した交流を実施している。 【奄美群島広域事務組合】 ・奄美群島エコツアーガイド初期段階育成研修事業の実施、H26、H27の2カ年1セット終了。現在、H28、H29の2カ年1セットの2年目を実施中。また、奄美群島エコツアーガイド認定講習の実施。第1回目の講習は終了し、7月頃第1期生の認定ガイドが誕生予定。第2回目は11月頃に予定。 【瀬戸内町】 ・現在育成中の島案内人ガイドのスキルアップを図り、協議会の組織を充実させることでガイドを生業とするモデルを育成する。また、広範囲にわたる町内の各エリアのプロフェッショナルを張り付ける。

事業項目 6)地域社会の参加・協議(実施 主体	短期		対象 推 薦 地	緩衝地帯		事業の進捗状況 (実施済の取組,検討中の内容等)
生物多様性に配慮した 1 森林施業の実施【再 掲】	鹿児島県 各市町村					遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため生物多様性保全型の表が施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	【宇検村】

事業項目	実施 主体	実施時期 短 中 長 期 期 期	## 緩	囲 周辺地域	事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組 , 検討中の内容等)
2 環境に配慮した公共事業の実施【再掲】	環境 大學 環 大學 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学				世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針(仮称)」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	【林野庁】 ・奄美群島森林生態系保護地域保全計画や奄美大島国有林の地域別の森林計画等に基づき、適切に保全管理を実施している。 【大和村】

事業項目	実施 主体	実施時期 短中長期期期期期	經	周 周辺地域	事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組 ・ 検討中の内容等)
3 域外住民,観光客等へ の情報発信	環境省 林野島県 鹿児町町村 地元関係団体		•	•	様々な媒体を使った自然や文化の魅力,世界 遺産としての価値,利用上のルールなどの情報 を全国に発信し,奄美群島への理解を深めても らう。	【環境省】 ・地域住民、小中高生、地域団体、行政機関等を対象として、説明会、出前事業、講演等を 積極的に実施する。 【鹿児島県】 ・県観光サイトに世界自然遺産に関するコンテンツを掲載し、魅力発信及び保護の重要性等 を発信している。 ・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信、普及啓発用のパンフレットの作成・配布 による周知等を行っている。 【奄美市】 ・ホームページ・Twitter・Facebook、島外でのイベント、ふるさと納税等を通じた情報発 信、ルールブックの配布等を行っている。 【瀬戸内町】 ・観光関係では、自然や文化の魅力を町HP、観光協会HP、あまみ大島観光物産連盟HP、奄美 群島観光物産協議HPによる情報の発信や観光パッフ、機内誌等への掲載を実施している。 【奄美大島観光協会】 ・当会ホームページ上での発信や会員施設におけるルールブック等の配布による観光客への 情報発信。
4 ゴミの不法投棄防止活 動等の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体		•		ゴミの不法投棄防止活動や清掃活動等の実施 により,世界自然遺産の島である奄美大島の環 境美化を図る。	

事業項目	実施 主体	実施時期 長期 期 期	対象筆 緩衝地帯	事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組,検討中の内容等)
5 普及啓発等を通じた住 民による取組の推進	環本 境 作 東 大 門 島 町 大 門 大 関 係 大 関 体 大 関 体 大 り 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		•	勉強会や各種イベントの実施,ポスターやパンフレット等の作成・配布等により,世界自然 遺産登録の意義,希少種保護や外来種対策の必 要性等について住民に認識してもらい,住民に よる取組を推進する。	【環境省】 ・地域住民、小中高生、地域団体、行政機関等を対象として、説明会、勉強会、講演等を積極的に実施することにより、普及啓発を図っている。 【林野庁】 ・地元小学校と連携したの実施し、希少動植物の保護管理等の必要性等について普及啓発を図っている。 【鹿児島県】 ・普及啓発用パンフレットを奄美群島内の小5~高3までの全児童・生徒に配布。 【奄美大島5市町村】 ・各種勉強会やイベントを実施するとともに、「奄美大島自然保護ガイドブック」を全戸に配布し、希少種保護や外来種対策の必要性等を啓発した(H28年度勉強会・イベント等実績:〇件)。平成29年度に世界自然遺産をテーマとしたマンガ作成、のぼり旗、ラッピングバスを計画中。 【瀬戸内町】 ・各種団体総会や各集落説明会、町広報誌、ラジオ、チラシ等により世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等を啓発した。 【龍郷町】 ・野良猫対策事業において住民説明会を実施し、希少種保護の重要性や飼い猫の適正飼養の重要性について解説。H29.1月に住民向けの勉強会を開催。 【奄美野鳥の会】 ・奄美ネコ問題ネットワーク(ACN)のノネコに関する講演の中に左記内容も盛り込んでいる。

事業項目	実施主体	実短期		対象維護地帯	唐	事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組 、 検討中の内容等)
6 奄美群島の自然と共生 6 してきた文化の継承	度児島県 各市町村 地元関係団体				•	奄美群島の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから、自然環境の保全とともに自然と共生してきた奄美群島独特の文化が継承されるよう啓発に努める。	・丁とも侍物子上で町内の小甲子生间りに電天の日然入北に関する講座を天旭している。

事業項目	実施 主体	施民 中 期	対象 推薦地	450]]] 事業の内容 ! !	事業の進捗状況 (実施済の取組,検討中の内容等)
7 環境学習の取組の推進	環境省 鹿児市明係団地 地元関係団体				子どもたちに地域の自然・文化に興味をもってもらうために,世界自然遺産候補地特有の環境教育に力を入れる。	

事業項目 7) 適切なモニタリングと	実施 主体 青報の活用	実施時期 短中長期期期期	対象領機衝地帯	_E	事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組、検討中の内容等)
1 情報発信と活用	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村		•		各事業主体が実施したモニタリング結果,その他の調査研究等の情報・知見等について,広く情報を集約・蓄積するとともに,公式ホームページ等による一元的な 情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	・ 7 十度、 己伯的自任計画における順心的自任の美心にもけたモーチリング計画(米)の検